

令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和 7 (2025) 年 2 月	令和 8 (2026) 年 2 月
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8 研究成果等の発表・活用</p> <p>【研究成果発表における表示義務】</p> <p>8-2 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>【研究設備・機器の共用】</p> <p>3-14 研究代表者は、直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、<u>所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和 4 年 3 月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）に基づいて構築する共用システムを通じて、所属する研究機関の内外への共用に努めなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>取得価額が 1,000 万円以上であること。</u> ・<u>他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。</u> ・<u>当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。</u> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8 研究成果等の発表・活用</p> <p>【研究成果発表における表示義務】</p> <p>8-2 研究代表者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（<u>英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」</u>を含めること。）。</p>

2. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和7(2024)年2月	令和8(2026)年2月
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>【研究成果発表に係る手続】</p> <p>3-18 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。</p> <p>①研究成果発表における謝辞の表示 研究代表者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であること（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」を必ず記載するよう、研究代表者に周知すること。</p> <p>また、研究機関のホームページや広報誌において補助事業の成果を発表する場合には、その成果が助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>【研究成果発表に係る手続】</p> <p>3-18 研究成果を発表する場合には、次の手続を行うこと。</p> <p>①研究成果発表における謝辞の表示 研究代表者が、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であること（<u>英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8桁の課題番号」</u>）を必ず記載するよう、研究代表者に周知すること。</p> <p>また、研究機関のホームページや広報誌において補助事業の成果を発表する場合には、その成果が助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【研究設備・機器の共用】</p> <p>3-25 <u>研究代表者から寄付を受けた研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）に基づいて共用システムを適切に構築することを通じて、当該研究設備・機器の共用の促進に努めなければならない。その際、同ガイドライン p26 に定める「研究設備・機器の見える化」については、当該研究設備・機器を研究機関独自の検索システム又は複数の研究機関が参画する検索システムに登録することにより、研究機関内外に対して可視化することに努めなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>取得価額が1,000万円以上であること。</u> ・<u>他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。</u> ・<u>当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。</u>